

藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例

●条例化の背景

これまで、市では、「歩きたばこ」や「たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て」、「飼い犬等のふんの放置」などの迷惑行為の防止については、様々な環境美化啓発活動を通して、美化意識の向上に努めてきました。

しかしながら、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てや飼い犬のふんの放置など、迷惑行為が市内で頻繁に見られ、身近な生活環境の悪化を心配する市民の声も多く聞かれるようになりました。平成18年10月に行った市民意識アンケート調査の結果を見ると、迷惑行為に対して厳しい対応を求める意見が多数寄せられ、市民の関心の高さが伺えます。

「歩きたばこ」については、すれ違い時のやけど(特に子供)の被害や、衣服の焼け焦げなどの危険があります。「ポイ捨て」は、特に駅周辺や通勤通学路、幹線道路などで非常に多く見られ、周辺環境を悪化させています。「ふんの放置」については、住宅地や公園、広場、海岸等で多く見られるため、近隣住民や利用者が非常に迷惑しています。

このほか、「落書き」については、まちの美観が損なわれるだけでなく、他の犯罪を誘発する危険性があるとの指摘もあり、市民に不快感・恐怖感を与えるものです。また、「深夜花火」は、公園や海岸に隣接する住民から、その騒音に対する規制が求められています。

このように、マナー向上のための啓発活動の実施のみでは、一定の効果はあげているものの、モラルの低下などによる迷惑行為の改善は困難な状況となっております。

このため、市では、きれいで住みよい生活環境を確保することを目的に、新たに禁止行為や罰則を設けた実効性のある条例を制定いたしました。

市民意識アンケート調査結果(一部のみ)

※無作為抽出による市民5,000人対象(回収数2,376件)

Q. あなたが、迷惑または不快に感じていることは(複数可)

